

「いばらき高校 e スポーツ国際交流会」運営業務委託仕様書

1 目的

世界的な盛り上がりを見せる「e スポーツ」を活用し、若者が同世代の海外人材との交流を通して、「語学力」の向上や、異文化理解による「主体性と協調性」を育むことで、グローバル人材の育成に資する。

2 委託業務名

『いばらき高校 e スポーツ国際交流会』運営業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 委託上限額

上限額 6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※なお、この金額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではない。

5 業務内容

(1) 「いばらき高校 e スポーツ国際交流会」運営業務に係る企画・運営

以下のイベントの開催及びこれにかかる一切の業務を行うこと。

ア いばらき高校 e スポーツ国際交流会

(ア) 開催日時（予定）

令和 7 年 3 月 1 日（土）13:00～17:00（予定）

(イ) 開催場所

契約締結後に県と協議のうえ、決定すること。

(ウ) 使用タイトル

『ストリートファイター 6』とすること。

(エ) 対象者

県内の以下の学校に在学中の生徒とし、同じ学校の生徒同士 3～4 名で編成したチームとすること。なお、参加希望校が多い場合は、必要に応じて 3 チーム（3 校）程度を選抜すること。

全日制高校、定時制高校、単位制高校、通信制高校、特別支援学校（高等部）、中等教育学校（後期過程）、高等専門学校（3 年生まで）

そのほか、文部科学省が定める大学受験資格の条件に該当する学校

※日本在住の外国人留学生も参加可能

(オ) 内容

以下の内容を盛り込んだ内容とし、これにかかる一切の業務（海外との調整を含む）を行うこと。

a e スポーツを活用した国際交流戦

（エ）の対象者3チーム程度及び海外の同年代で構成されるチームによる国際交流戦を実施すること。

b 英語等による自己紹介・学校や地域の紹介などを行う国際交流

c 出演者等による演出

交流会をより魅力的なものにするため、MC・出演者等を手配することとし、出演者等によるエキシビジョンマッチなどの演出を行うこと。

なお、MC・出演者等との連絡調整（旅費・謝礼の支払いを含む）等を行うこと。

d その他

交流を行う海外の出演者等・会場費等の支払いを行うこと。

その他、イベントの目的を達成するために、効果的な内容を提案すること。

イ プロ e スポーツ選手等による事前オンラインレクチャーの実施

（ア）開催日時（予定）

令和7年1月～2月（予定）

契約締結後に県と協議のうえ、決定すること。

（イ）開催場所

原則として、オンライン開催とすること。

（ウ）参加対象者

5（1）ア（エ）で選抜したチームとすること。

（エ）オンラインレクチャーの運営

オンラインレクチャーを行うプロ e スポーツ選手等との連絡調整（旅費・謝礼の支払いを含む）をはじめ、参加者との調整、当日の進行など、オンラインレクチャーにかかる一切の業務を行うこと。

ウ その他

（ア）選手及び来場者等からの参加費・入場料を徴しないこと。

（イ）競技に際しては、不正が行われないよう、必要な措置を講じること。

（2）広報活動

ア 専用SNSやホームページ等での広報

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクトのXアカウント（@ibarakiesports）やホームページ（<https://www.ibaraki-esports.com>）で適宜情報発信するために必要な素材等を用意すること。

イ マスメディア等を活用した広報の実施

取組の認知度を向上させるため、マスメディア等を活用した広報計画を提案し、県に承認を得たうえで実施すること。

ウ 情報・素材提供等

県が報道機関等へ告知を行う際に、情報や素材の提供など、資料作成に協力すること。

(3) 事務局運営

ア 進行管理

事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう、進捗管理を行うこと。

イ 運営マニュアルの制作

イベントの準備から、当日運営までの業務マニュアルや進行表・進行台本（以下「マニュアル等」という。）を作成し、県と協議の上、県が指定する期日までに確定すること。確定したマニュアル等は速やかに関係者に共有すること。

ウ 組織体制

事前準備から事後処理までの各プロセスが滞りなく行われるよう、十分な人員を配置した組織体制を構築し、組織的に業務を遂行すること。また、トラブル発生時の専任の対応者を明確に専任すること。

エ 問い合わせ窓口の設置

イベントの告知と同時に、当イベントに関する電話やメールによる問い合わせに対応する窓口を設置すること。

オ 清掃業務

会場における設営から原状回復まで、清潔かつ整理整頓された会場を保つため、清掃を行うこと。

カ 業務スタッフ管理

イベントの企画、円滑な進行、安全な運営に配慮した適切な対応ができるよう、業務スタッフを十分、かつ、適切に配置・管理すること。

キ 各種申請等

イベント開催に必要な資格・認証・許可等の取得手続きは、受託者の責任において適切に行うこと。

ク 来場者の集計、アンケート実施

来場者数の集計を行うとともに、来場者等に対して、アンケートを実施し、結果をとりまとめること。

(4) 実績報告書の作成

開催準備から当日までの実施結果及び記録写真・動画、広報実績、アンケート結果等

をとりまとめるとともに、次回の開催につなげるため、評価・検証を行い、課題等を記載した報告書を作成し、県が指定する日までに提出すること。

6 留意事項

- (1) 受託者は、企画・運営の詳細やスケジュールについて、県及び関係者と十分協議のうえ、決定すること。また、県は、本業務の履行につき、著しく不相当と認められるときは、受託者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができるものとする。
- (2) 業務の遂行に当たり、疑義等が生じた場合は、県と十分協議を行うとともに、本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項は、その都度県と協議してこれを定めるものとする。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないこと。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じること。なお、契約終了後もまた同様とする。
- (4) 事業終了後は、当業務により作成したデータや制作物等を遅滞なく県へ提供すること。
- (5) 概算見積書には、当イベントの企画・運営にかかる費用の全てを記載すること。

7 実施計画書の作成

契約締結後に作成する事業実施計画書には、以下の事項を記載すること。

- (1) 事業企画案
仕様書をもとに、具体的な制作方法・内容等を提案すること。
- (2) 工程計画
業務を遂行するための実施手順及び人員配置を記載した計画を作成すること。
なお、統括責任者及び担当職員については、これまでの業務経歴（受託業務に関連する業務に限る）及び当該年度に実施予定の業務を記載すること。
- (3) 再委託の有無及び予定
業務を遂行するために、再委託を行う予定がある場合は、再委託する業務の内容及び再委託先について記載すること

8 著作権等の取り扱い

- (1) 受託者は、本事業における制作物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に県に無償で譲渡するものとする。
ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保

されるものとし、県及びその指定する者は必要な範囲で無償使用できるかについて受託者と協議するものとする。

- (2) 県は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、県は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、県が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- (5) 第三者が権利を有する著作物（ゲーム、音楽等）を使用する場合には、著作権及び肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者にて行うものとする。
- (6) 県が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議のうえ、調達可能なものについては県が提供する。
- (7) 本仕様にに基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責任帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

9 個人情報等の取り扱い

業務の遂行に当たり、個人情報及び法人情報を収集する際は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項及び第 67 条の規定を遵守するとともに、県に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ておくこと。

10 経理・支払い等に関する条件

- (1) 経費については、業務の完了を確認するための検査（委託期間終了後の検査を含む。）において帳簿類等で確認することがある。また、本委託期間においては、県の求めに応じて要した費用を報告すること。
- (2) 本事業において発生した収入は本事業の事業費以外に充てることはできない。
- (3) 本事業の経費及び収入に関する全ての証拠書類は、本業務完了後、5 年間保存すること。